

辞 令 書

(氏名)

司法修習生

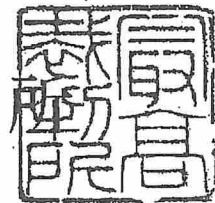
(発令内容)

裁判所法第68条及び司法修習生に関する規則第18条  
第1号により罷免する

平成29年1月18日

任命権者

最 高 裁 判



平成29年1月18日

平成28年度司法修習生

■ 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

通 知

あなたが、本日付けで司法修習生を罷免となった理由は、別紙のとおりです。

なお、この処分については、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(別紙)

